

資料6 (第5次) 答申(抜粋)

平成23年12月19日

石狩市長 田岡克介様

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 傳法公磨

市民参加手続の実施運用状況の評価及び改善方策に関する答申

平成22年6月17日付石市声第7号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

市民参加手続に関する改善方策について

(1) 市民参加制度調査審議会のあり方について

審議会では、これまでに条例改正をはじめ様々な制度改善について答申・提言してきました。その結果、運用上の諸課題については整理され、市民参加手続に関する遺漏やミスは大幅に減少するなど、一定の役割を果たしてきました。制度に関する大きな改善点も、現時点ではほぼ出尽くした感もあることから、第5次の審議会では、市民参加制度の重要な要素でありながら過去に議論されてこなかった市民参加制度調査審議会のあり方自体を検討しました。

結論としては、条例改正が必要なほどの改善点はありませんでしたが、下記のとおり運用面で留意すべき事項がありました。

① 役割について

市民の声を活かす条例において、この審議会は、市民の声を活かす条例及び施行規則の改廃に関する事項や市民参加手続の実施運用状況の評価などを検討するために設置すると定められています。これまでは、行政活動への市民参加を定着させるために、制度の改善を積極的に行う必要があったことから、制度のけん引役としての役割が求められてきました。しかし、制度の運用がある程度、軌道に乗ってきていることから、今後は、良好な運用状況を維持していくための役割が重要になってくると考えます。

② 委員構成について

市民の声を活かす条例において、この審議会は、学識経験者、団体推薦者、一般公募、市職員の15名以内で組織すると定められています。現在は、学識経験者2名、団体推薦者5名、一般公募6名、市職員2名の計15名で構成しています。

(委員数について)

現在の15名という人数については、この人数を維持すべきか減らすべきか、審議会の中でも意見が分かれてきましたが、条例上は委員数の上限として定められており、条例改正までは必要ないとの結論に至りました。なお、この件に関しては、今後の審議会の役割を踏まえ、引き続き議論することが望ましいと考えます。